

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価総括表 (地域公共交通調査等事業)

令和5年2月20日

中国運輸局

評価対象事業名：地域公共交通バリアフリー化調査事業(移動等円滑化促進方針策定事業)

| 協議会名 | ①事業の結果概要 | 協議会における事業評価結果 | | 地方運輸局等における 二次評価結果 | 備考 |
|--------------|---|-------------------|--|--|----|
| | | ②事業 実施の 適切性 | ③計画等の策定に向けた方針、 又は事業の今後の改善点 | 評価結果 | |
| 鳥取市移動等円滑化協議会 | <p>【事業内容と結果の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連施設、生活関連経路の設定 ⇒地域のニーズ等を踏まえ、移動等円滑化促進地区において生活関連施設及び生活関連経路として定めるとともに、それぞれの整備方針を設定した。 ・バリアフリー推進に関する事項の検討 ⇒バリアフリーに関して、住民等の理解の増進及び協力の確保に関する事項について整理した。 ・届出制度の対象の設定 ⇒届出制度の対象となる施設や具体的な範囲等について整理した。 ・協議会等の開催 ⇒有識者や関係団体、交通事業者団体等から構成される協議会において、協議会の運営支援や必要な資料作成・とりまとめを行った。 ・パブリックコメントの実施準備((案)の作成) ⇒鳥取市バリアフリーマスタープラン(素案)について、パブリックコメントを実施するために必要な資料作成を行った。 ・移動等円滑化促進方針(案)の作成 ⇒令和3年度に作成した中間案及び上記の内容をまとめ、マスタープラン(案)を作成する。 | A | <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月から令和5年2月に、マスタープラン策定に向けた調査検討業務を実施し、マスタープラン(案)を作成。令和5年2月上旬に協議会を開催し、パブリックコメントの実施結果及びマスタープラン(案)の説明を行い、令和5年3月に公表予定。 ・バリアフリー推進に係る具体的な事業を定めるため、令和5年度よりバリアフリー基本構想の策定に着手する予定。 | <p>事業が計画に位置付けられたとおり適切に実施されており、評価できる。</p> <p>市民アンケートで要望が多い事項を重点的に整備する方針を決定。</p> <p>心のバリアフリー推進については、市民、事業者、行政それぞれが理解啓発のための教室、職員教育、学校での学習、広報等、幅広く取り組む内容となっている。</p> <p>令和5年度からは2年間で基本構想の見直しを実施予定であり、事業の具体化に向けての動きとして評価できる。</p> | |